

平成 30 年度 第 1 回村上市環境審議会 会議要約

- 1 開催日時 平成 31 年 2 月 12 日（火） 9 : 30 ~ 12 : 00
- 2 開催場所 村上市役所 本庁 5 階 第 5 会議室
- 3 出席委員 田澤委員、渡辺委員、遠山委員、佐藤委員、齋藤委員、鈴木委員、板垣委員、藤井委員、伴田委員、富樫委員、小野委員、當摩委員、中山委員、加藤委員、梅田委員、金子委員、忠委員
- 4 欠席委員 山田委員、石黒委員、植田委員
- 5 出席職員 環境課 中村課長
生活環境室：長谷部課長補佐、伊藤係長
新エネルギー推進室：田中課長補佐、遠山副参事
荒川支所：小川支所長
神林支所：石田支所長
朝日支所地域振興課：志田課長補佐
山北支所：齋藤支所長
- 6 会議次第及び会議要約 別紙のとおり

平成30年度 第1回 村上市環境審議会 次第

と き 平成31年2月12日（火）
午前9時30分～

ところ 村上市役所 5階 第5会議室

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 村上市の環境状況について
- (2) 村上市環境基本計画進捗状況について
- (3) 国、県の洋上風力発電導入に係る動向について
- (4) 地球温暖化対策に係る地域協議会の設置について
- (5) 公共施設の屋根利用等「持続可能な低炭素まちづくり推進のためのパートナーシップ協定」について

4 その他

5 閉会

1. 開会（午前9：30）

事務局： 皆さま、本日は大変お忙しいところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので只今から平成30年度第1回村上市環境審議会を開催させていただきます。

私、当審議会の庶務をさせていただきます環境課課長中村と申します。昨年の4月から環境課の課長になりました、よろしく願いいたします。

それでは初めに当審議会、梅田会長からご挨拶をお願いいたします。

2. あいさつ

会 長： 皆さんおはようございます。

今年度は非常に雪が少なく、交通事情も今のところ支障がないと思うのですが、まだまだ事故には気をつけなければならないと、警察からも注意が出ました。皆さん交通事故に気をつけてください。

それでは環境審議会を行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。

事務局： ありがとうございます。

ここで、次第にはございませんが、今回の審議会から2名の委員の交代がございましたので、ご報告いたします。

委員名簿をご覧ください。

お一人目は、第一号委員であります、市民代表のうち7番、朝日地区区長会から選出いただきおりました高橋博愛様から、板垣和行様に交代されております。

お二人目は、第3号委員であります、関係行政機関のうち19番、山田克之様から、植田信夫様に交代されております。本日は連絡がありまして欠席となっております。

事務局も若干代わっております。冒頭申し上げましたが私、4月から中山課長からの交代で環境課長になりました中村です。もう一人、鴻島係長からの交代で伊藤係長に代わっております。

それから先般、環境基本計画等進捗管理委員会を開催させていただきましたが、その中でいろいろな各支所に関連した問題や課題が出されました。そのため、この度から各支所担当職員を事務局側として参加させていただくこととしましたの

でよろしくお願ひいたします。

ここで、本日の定足数についてご報告申し上げます。

委員総数20名のところ、17名の出席をいただいております。

従いまして、環境審議会規則第3条2項の規定に基づき、過半数以上の出席がありましたので、本日の会議は成立することをご報告申し上げます。

それでは、当審議会規則により、この後の進行を梅田会長にお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

3.報告事項

(1) 村上市の環境状況について

会 長： それでは日程3 報告事項に入らせていただきます。

(1)「村上市環境状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局： それではお手元にごございます資料を基にご説明させていただきます。

(資料「村上市 環境の状況報告書」より事務局から説明)

31:54

会 長： ありがとうございます。

只今、事務局から説明をいただきましたけれども委員の皆様からご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

委 員： 15ページの表で、資源ごみの分別収集状況の有害ごみなのですが、これら全部に○がついています。私の家の前がごみの収集場所になっているのですが、この有害ごみについては危険物と一緒に出す方が多く、蛍光管や水銀関係の物を置いていく人がいるのです。そうしますと、それを誰が片付けるかという、出した方が気づかない限り置かれたままになります。何日も置いておくのも悪いので、私ที่บ้านに持ち帰り次の収集日に出していましたが、去年、環境課に相談したところ、度々ごみを持って行って下さったこともありました。

そのようなことが多々ありますので、有害ごみの出し方について今一度、徹底した周知をお願いしたいと思います。

会 長： 事務局いかがでしょうか。

もしくは、自分たちの地域もこのようなことがあって、このようにして解決したという事例がありましたらお聞かせください。

事務局： ありがとうございます。

確かに有害ごみは分かりづらいところがあって、今のお話のとおりだろうなと思いました。

私たちは今、ごみ収集の分別の関係も含め、内容の説明会を行っております。その際にも丁寧に説明はさせていただいておりますが、広報ですとか、もう少し周知の方法を増やしていきたいと考えております。有害ごみについては、年度が替わりますと6回しかないものですから、これを補う意味でも拠点回収ができるように、岩船であれば連絡所ですとか、そういったところで回収ができるように検討をしている最中ですので、もう少しお待ちいただければと思います。

委員： ありがとうございます。

市報等でも皆さん知っている人は知っているのですが、一部の地域外の人が通勤の途中で置いていくということもあり得えますので、そのようなところも市報等に載せていただければと思います。

会長： 他にありませんか。

委員： 4ページの真ん中あたりに三面川について書いてありますが、三面川の上流部、ダム下から布部橋あたりまではここ数年、アユが捕れない状況です。そのような状況で、漁協さんは大変困っていました。県に原因調査をお願いしたのですが、平成24年から5年間調査した結果、昨年9月に回答が得られました。

結論からいうと、県の調査では、石の表面にマンガンが検出されたそうです。川底の石が黒くなり藻類が付きにくくなると、それを食べる川虫が減り、それを食べる魚が減るといのように、生態系に変化が起こっています。石の表面に付着する藻類を食べる魚がアユですが、アユはエサがないものですから、上流の方からどんどん減っています。

水明橋から岩沢橋まで、上の方へ行くにしたがって、マンガンの割合が増えていく状況です。でも、その主因はマンガンではなく、ダムの形状だという結論でした。

マンガンについては、県内にある中ノ口川の支流、大通川という小さな川がありますが、そのマンガンは桁外れな数値です。その川はアユが住めるような状況ではないのであまり問題になってはいませんが、清流三面川にとってサケとアユはシンボルであり、大きな問題であります。

私がおかしいなと思っているのは、石が真っ黒くなっている原因がマンガンでもないし、藻類の付着を阻害する原因でもない、という結論を出した県の調査結果です。そしてその調査も打ち切るそうで、漁協さんは困っています。

石が黒いのは、洪水により石が転がり表面を削る作用が、ダムのために衰えているからだそうです。ここ数年は人工的に天地返しをして、急場しのぎの形でやってきたわけですが、それも今年から止めるそうです。

原因もしっかりしていないし、それに対する対策もしっかりしていない。このような状況だと下流部にも及ぶことになり、三面川にはアユが住めなくなるという由々しき問題になります。

それについては、もう少し県で原因を究明していただき対策を継続してほしいと、市からも働きかけていただきたい。

事務局： 個別の案件については、農林水産課で対応しておりますが、県に働きかけをしてもらうように、私どもから報告をさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。
他にございませんか。

委 員： 10ページのところですが、荒川はすごく水がきれいだということで良いことだと思っておりますが、北陸地方整備局が行った水質検査の結果の一部で、荒川橋のところ为空欄になっています。これは荒川がきれいだということで検査をしなかったのか、それとも理由があって空欄になっているのか。

きれいな川ですが、測定はした方がよろしいのではないのでしょうか。

それからもう一つ、21ページの公害苦情処理事例について、野焼きの現場を確認し指導している案件がありますが、一部例外が認められるという文章もあります。それはどういう例外なのか確認しておきたいのですが。

事務局： 荒川の計測につきましては、確か去年もこのような観測月になっていると思いますが、国が実施している水質検査でありますので、どのような理由でこの状況なのか、申し訳ありませんが私も承知していません。羽越河川国道事務所に確認いたしましてお答えしたいと思います。

もう一つのご質問ですが、例えばどんど焼きやキャンプ場での火の使用については例外と聞いております。また、一部農作業に伴うものについても例外があるようです。農作業で野焼きをしている方が多いのですが、場所、時間、風向き等を考えて、他人に迷惑がかからないように注意喚起しています。

委 員： 剪定した枝など、そういった細かい物については、燃やして埋めてしまうことはできるのですか。

事務局： 農作業上、どうしても必要な燻炭ですとか、そういうものについては例外規定になりますが、一般的に廃棄物を燃やすことを認められません。

委員： そのようなものは駄目だということですね。

事務局： はい。
ごみを燃やすのであれば駄目ですよ。

会長： 他にございませんか。

委員： 13ページの悪臭の規制で、年に1回施策を実施しているということですが、これは抜き打ちによる実施ですか。それとも事前通知しているのですか。

事務局： 事前の通知はしておりません。

委員： 今、悪臭のことが出たので話しますが、去年もこの話が出て大変臭いがするということでした。しかし、以前は夕方になると臭いでしたが、最近は気になるような臭いがほとんどなくなりました。取組みのおかげなのかなと思っています。

委員： 12ページお願いします。
上から5行目、一般国道7号山居町2丁目地内と記載されていますが、国道7号は山居町の中を通っていません。

事務局： 申し訳ありません。後で訂正させていただきます。
騒音調査を行っているのは、山居町二丁目地内で間違いありません。

会長： 続きまして、(2)「村上市環境基本計画進捗状況について」事務局から説明お願いいたします。

(資料「村上市環境基本計画 進捗状況報告書」より事務局から説明)

会長： 只今の件につきまして、委員の皆様からご意見、ご質疑ございましたらお願いします。

私から一点質問よろしいでしょうか。

4ページのリサイクルの状況ということで、最終処分量の関係などが出ていますが、私の町内では市の回収ではなく、町内で業者委託しています。リサイクル

率が下がっているのは、うちの町内だけではなく、他の町内もやっていることからでしょうか。県のリサイクル率向上の取組でやっていますが、ほかの町内でも業者委託しているところがあるので、市の統計にその数字が反映されていないのでしょうか。

事務局： 平成28年のリサイクル率は22.3%であったが、平成29年は22.1%に下がった部分のご指摘でしょうか。

委員： はい。

事務局： 正確な分析が出来ていませんが、今ほどお話しがあった町内での業者委託による回収については、平成29年度から取り止めておりますので、直接的な影響はありません。

会長： 市の統計には町内で回収したものも入っているのですね。
ありがとうございます。

委員： 4ページが一番下の表、5環境保全に市民、事業者行政が一体となって取り組むところの「子供エコクラブの登録件数」が0件で、平成23年には1件入っています。エコクラブというのは誰か指導して行うものなのか、学校の先生が行うのか、どのような活動をしているのですか。

県で子供エコチャレンジカードを夏休みに配って、一週間程度の取組みをやっているようですが、それと関連がありますか。

事務局 おそらく県で行っている事業と思われませんが、詳細についてはお調べして、後ほど報告させていただきます。

委員： 進捗委員会で多く出た意見が、胎内市と村上市の市境における畜産施設からの悪臭問題でした。この悪臭問題については全然改善されておらず、各支所の担当課を含め、隣接する他市とどのようなやり取りがされているのか、進捗委員会の中ではしっかり把握できませんでした。

毎年、畜産施設の悪臭問題が、委員会で活発に意見が出されます。先ほどは改善されたという意見もありましたが、全然改善されていないという意見もあり、かなり複雑になっています。

行政機関でやり取りすることが、改善を目指した施策に反映するものだと感じました。しっかりと取組んだ事を次回は報告するという事で、この度の委員会

はまとまりました。

会 長： ありがとうございます。

他にございませんか。

無ければ次にいきます。

(3)「国、県の洋上風力発電導入に係る動向について」事務局から説明をお願いします。

(資料「再エネ海域利用法の運用開始に向けた論点整理」より事務局から説明)

委 員： インターネットで資料を入手できるというお話しでしたが、51ページ全部がパワーポイントで作っているのでしょうか。

事務局： そうですね。

私のほうで数部、余分に資料ございますので、必要であればおっしゃってください。

委 員： 私の個人的な意見ですが、最近、国が施策を作る時は、内閣調査室が中心となり、各企業から人を集めて、提案型のような方法でやっています。今年の例では民間企業からの常勤出向者が1,400人くらいいて、何かを提案する時にパワーポイントで説明されています。それを国会に出しているように感じます。

今までの我々の常識では、しっかりとした説明文書が出て、後に冊子になっていたと思います。それをしないで乱暴な感じで出されるような傾向があり、今日の資料もそうなのかなと懸念されます。

もう一点、確かに日本には資源がないので、再生可能エネルギーを利用してこれからの発展に繋げていかなければならないと思います。ただ、福島の例で分かるように、過疎地域の所に発電所を作って資源を利用し、発電された電気はほとんど東京で利用されています。

もし、村上に発電施設の計画をするのであれば、発電された電気はこの地域で利用することとし、地域の発展に寄与してもらいたい。余った電気は、東京なりどこかに売れば良い。そうしないと、地域がますます廃れてしまいます。検討する際は、地域にどのような形で寄与するのか、そこの視点をしっかり持って取組んでもらいたいと思います。

会 長： 再生可能エネルギーは、日本の受給率が6%と非常に少ないということから、私達が生活していくうえでとても大事なことです。今回、国が主導するというこ

とで説明がありましたけれども、今後、またいろいろな情報が出てくると思いますが、会議の時にはまた情報提供をしていただきたいと思います。私達の地域はどうか、日本はどうかと意見を出せるような形にしていきたいなと思います。

今日は第1回目の報告ということで、私も初めて話を聞きましたけれども、今後そのような情報提供もぜひお願いしたいと思います。

委員： 先ほど他の委員さんからお話があったように、再生可能エネルギーを使っていくのは大事だと思います。

先日、新潟日報に粟島と佐渡のことが載っていましたが、それはこの計画の一環なのでしょう。それとも、粟島と佐渡の方で手を挙げてやっているのか、その辺りを教えていただきたいです。

事務局： 知りえる範囲の情報をお伝えしたいと思います。

今、委員からお話がありました新潟日報の記事ですが、佐渡市は平成16年当時から「佐渡エコアイランド構想」をお持ちです。その内容は、朱鷺のことや自然環境、エネルギー関係の内容も加味した構想です。そこに知事の洋上風力推進も含んでいるのかなと思われそうですが、エコアイランド構想に後押し的な意味合いのかなと捉えています。

粟島浦村には、何年も前から大学や研究機関等が入って、海流等を利用した発電の研究に取り組んでいます。

新潟県で唯一のモデルですので、県の再生可能エネルギー推進の力になり得る構想だと捉えています。

会長： 県内もいろいろな動きが出ているのであれば私達も関心を持っていかなくてはならないなと思っています。

委員： 調査によると、中条沖の可能性がかなり高いと報道されておりますが、海域での行政区の線引きはどのようになっているのか。どうしても荒川沖にもかかってくる可能性があるかと思いますが。

事務局： 国が促進区域の指定を考えている中において、新潟県は2年ほど前に一般海域におけるポテンシャル調査をしました。そこで、新潟県の海上で有効なエリアが4、5ヶ所ほどあることがわかりました。その中に、村上、岩船を含んだエリアも有効とされています。今後、検討を開始する研究会は、村上市と胎内市が同じエリアとして、協力し合わなければならないと思います。その中で、市長村の境界の話になりますが、これまで海上において市町村の境界を明確に定めていると

ころは少ないです。昔からいろいろな利害関係があり、明確に決めなくてはならない市町村においては、お互いの条例で決めているところがございます。村上市の場合は、胎内市との境界についての条例はありません。

どのような境界の決め方があるかといいますと、いろいろな方法があるみたいです。地域性もあるとのことですが、緯度経度を参考にして境界を作っているところ、漁業権の設定から市町村境を設定しているところ、海岸線の向きから海上へ90度の方角で設定しているところなど、いろいろな方法が国内で検討されたようです。

今のところ、村上市と胎内市で明確な境界線は海上にはありません。

会 長： 他にございませんか。

なければもう一つの議題に移ってよろしいでしょうか。

(4) 地球温暖化対策に係る地域協議会の設置について事務局から説明お願いいたします。

1:28:13

事務局： それでは事務局からご説明させていただきます。

(4) につきましては、配布した資料はございません。

今しがたの説明にもありましたように、これまで洋上風力発電事業につきましては、岩船沖洋上風力発電推進委員会の条例を制定しまして、その中で事業者の選定及び事業者から示される課題に取り組んでまいりました。

ただ今後、そのような形が実行可能かどうかといいますと、国の法律が整備されたこと、そして、県が有効なエリアごとの研究組織を立ち上げ取組もうとしていることから、現条例下での推進委員会継続は困難だと思われまます。

今月19日から村上市の定例会が開催予定でございますが、その中で現条例を廃止することの提案を予定しております。

そうなりますと、今後の村上市におけます洋上風力発電に関しましては、県が予定している研究会への参画という形に変わってくると思われまます。

ただ、これまで村上市が日本国内の先頭をきって取り組んでまいりました経験は、一つの財産でございます。これをこのまま終息させることなく、新たな方向を見出さなければならないという市長の強い意志もございまして、新たな協議会組織の設置を予定しております。

新組織は、洋上風力発電という限定的な取組みの議論を進めるのではなく、太陽光、洋上風力、陸上風力、バイオマス、地中熱及び地熱など、多岐にわたる再生可能エネルギーについて検討します。それらを情報共有しながら議論を重ねていきたいと考えています。

また、地球温暖化対策ということで、市内におきましてもいろいろな環境対策に取り組んでおられる団体、または県から指定を受けております地球温暖化防止活動推進委員の皆様が活動されています。それらの各団体に協力をいただきながら、メンバーの確定に向かっていきたいと思っております。

メンバーの中には農業、林業、商工業及び漁業など、各分野から委員をお願いするだけではなく、公募により一般市民の皆様にも参加いただきたいと思いますと考えております。

本日は口頭で説明する程度しかできませんが、新年度から地域協議会の設置を計画している内容ということで説明させていただきました。

会 長： 只今のご説明ですと、案として新年度にもう少し具体化したものが出てくるのですね。

事務局： はい。

会 長： それは市報などに載るのですか。

事務局： 要綱が決まったあと、公募については市報を利用します。会の設立ですが、市報掲載後に募集期間を2週間から3週間は要することから、5月頃を予定しております。

委 員： 審議会という会があってその下にくるのか、それとも横並びなのか、その辺のところはどうなるのですか。

事務局： 環境審議会は、条例による環境基本計画に基づいて組織されております。その下部組織ではありませんが、推進体制として進捗管理委員会と庁内の推進委員会があります。

地球温暖化防止に関しては、環境基本計画と重なる部分はあるのですが、村上市は地球温暖化対策実行計画を独自に持っております。この計画は、平成23年に策定されましたが、この実行計画の議論を重ねる組織がこれまでございませんでした。

委 員： 分かりました。私が聞きたいのは、新しい協議会に環境審議会のメンバーも参加するかどうかということ。

事務局： 環境審議会からの委員選出は考えておりませんが、結果として環境審議会のメ

ンバーであっても協議会委員となる可能性はあります。

委員： 分かりました。

会長： 他にございませんか。

無いようでしたら、次に進みます。

(5) 公共施設の屋根利用等「持続可能な低炭素まちづくり推進のためのパートナーシップ協定」について事務局から説明をお願いいたします。

(資料「持続可能な低炭素まちづくり推進のためのパートナーシップ協定」より事務局から説明)

会長： 只今の説明で、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

一つお聞きしてよろしいでしょうか。

協定の期間はあるのでしょうか。

事務局： パートナーシップ協定は、今後20年間です。

ただ、相手方とのパートナーシップ協定は20年間ですが、公共施設の屋根貸しは長期に渡って使用許可を出すことができません。これは、すでに条例がありますので、一年ごとの有効期限で使用を許可します。使用申請の更新には、前年度の実績報告をいただくこととしており、不都合がある場合は更新を拒むことができる内容になっております。

会長： ありがとうございます。

他にございませんか。

委員： この第2条に「使用が認められた施設で再生可能エネルギー発電事業」とありますが、これは相手方が申請して建物を選定するのですよね。相手方が選定権を持っているということですか。

事務局： 相手方が決めるのではなく、相手方が借りしたい市有地や市の構造物の屋根がある場合、申請を受け付けるものです。

委員： 相手方が窓口になって申請するということなのですか。

事務局： そうです。

相手方とパートナーシップ協定を結んでおりますが、おらって協議会は実際に発電事業をすることができないため、発電を行う下部組織がございます。その下部組織が発電のみに限定し、申請と取組みをする内容になっております。公共施設の契約についての説明資料を用意すればよかったですのですが、ご用意できず申し訳ありませんでした。

会 長： やり取りが見えないですもんね。

委 員： 相手方の下部組織が実際の工事をやるという話ですよ。
村上市の会社が相手方の組織に入らない限り、公共施設の屋根貸しはないということですか。

事務局： それは全く違います。
発電に限らず、公共施設を一定期間、占有したいというお話があれば、それは市で申請を受けて判断します。
市内の事業者の皆さんが、市の用地を利用して発電したいということであれば、市は申請を受付け、また新たな判断をするものとなります。

会 長： 今後も発電事業に関して、地元からもそうだし、県からも話があるかもしれませんが、取引的な手順がわかるようなものがあれば良いかなと思います。

委 員： 一つ質問があるのですが、市内の小中学校にエアコンを設置するということになったわけですが、エアコンというものは季節によってピークが変わってきますので、クリーンなエネルギーを使うことによって需要と供給のバランスがとれるのであろうと思っています。それが20年という契約になりますと、屋上防水の寿命より長いですよ。防水するとき撤去しなければならないわけですが、その辺りの費用区分がどのようになるのか。
市が主体的に審議をして詳細を決めることにより、市内の事業者でも発電事業をやりたいと、手を上げる可能性が出てくると思います。
ぜひ情報開示を積極的に行ってほしいと思います。

事務局： 個別の公共施設の利用申請に対しては、相手方と個々に契約を結びます。様々な許可条件がありますが、屋根の防水も含め、予期せぬ防水のメンテナンス関係については、利用者側がしなければならないこととなっております。経年劣化による漏水があった場合においては、躯体の所有が市になりますので、市が防水補修をしなければならないケースもあります。

どの内容であれば利用者側の負担、または市の負担になるか、こと細かな内容で契約は行っています。

今後、別の申請があった場合も同様に、具体的な取り決めによる契約になります。

会 長： よろしくをお願いします。

他にございませんか。無いようでしたら、これで報告事項を終わらせていただきます。

日程の4 その他に移ります。事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

事務局： それでは事務局から連絡をさせていただきます。

一点目、環境審議会の報酬及び費用弁償についてですが、この後会計処理をさせていただきます。今月中に振込みをさせていただきますと思います。

もう一点でございますが、この環境審議会は任期が2年となっております、3月に任期が満了する形となっております。この間、環境審議会に参加していただきまして大変ありがとうございました。任期満了に伴い、4月から新たに委嘱することになりますが、直接皆様にお伝えするケースと団体宛に改めて推薦依頼をさせていただく二つのケースがございます。いずれにしても皆様方に依頼がありましたら、その際はぜひお引き受けくださるようお願いいたします。

私からの連絡は以上になります。

会 長： 4 その他 委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

委 員： 膨大な資料を作るのは大変だったと思いますが、前から環境測定の数値を委員会に公表し、皆で共有して皆の目で判断してほしいと言ってきたわけですが、最終処分場はいろいろとデータがあって良かったと思います。

ただ、5ページに出ている駅前や瀬波、工業団地や大場沢の畜産については、資料が膨大になるから割愛したとありましたが、やはりきちんとデータを出して確認することが大事だと思います。

次回からは、大変ではあると思いますが、揃えて出していただければと要望します。

事務局： お話しの内容は承知しました。データは個人事案がほとんどですから、個人の特定ができてしまうような内容は、あまり詳しくお伝えできない現状です。その中でも、可能な範囲でできることは考えていきたいなと思っておりますが、その

ような事情があるということです。

委員： その辺はA、B、Cとか記号で良いので、そのような形で公表に努めていただきたいなと思います。

委員： 神林地区の大池は、去年より少ないと思っておりますが、今年も沢山の白鳥がきました。

ある住民の方からは「餌をあげないで」と看板があるけれど、それを目の前にして餌をあげている人がいるとのことでした。どうして餌をあげてはいけないのか、生態系のことや環境面のことについて、もう少し説明が加わっていただければそれを理解し、餌やりを控えようになるのではという声がありました。

それから、今日のいろいろな報告の中で様々なご意見をいただきました。事務局から回答を申し上げると言った部分については、速やかに対応していただきたいと思えます。

この環境審議会は、主に自然環境をテーマにしたことが議論となっておりますが、先ほどの洋上風力発電のことですとか、河川の水質のことですとか、いろいろな経済環境が変化してきているその中であって、この自然環境を維持し、良い方向に進めていくことが問われていると、私自身受け止めておりました。

いろいろご提案もありましたので、そこは担当部署にもしっかりと伝えながら、あるいは県にもお願いする部分もありますし、更には国の方にも繋がっていきますので、今日皆様からいただいたご意見を私なりにもしっかりと受け止めさせていただきます。

事務局としても、その取り扱いについて十分に検討をしながら、委員の皆様のご意見に沿うように、これからも進めていただきたいと思えます。

委員の任期の話も事務局からございましたけれども、私からも改めて、引き続き皆様方には市の環境管理向上に繋がっていただけるように、より一層のご指導をお願いしたいと申し上げておきたいと思えます。

本日はありがとうございました。

会長： ありがとうございました。

他にございませんか。

それでは予定された日程は全て終了いたしました。議事のスムーズな進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

最後に副会長から閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長： 皆様方、慎重審議をいただきまして、本日の内容をもって市に報告をさせてい

ただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
今日は本当にありがとうございました。

【以下余白】